

令和2年11月4日

各課・室・事務局長 様

北栄町長 松本 昭夫

令和3年度北栄町予算編成方針について

本町の財政状況は、令和元年度決算において財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、93.8%となり、前年より0.6ポイント減少しましたが、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費の割合が高く、依然として財政状況は硬直化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による対策費の増加、普通交付税合併算定替えの終了、社会保障費の増額など、町財政は一層厳しい状況が見込まれます。

このような厳しい財政状況の中ではありますが、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であり、町民の生活や経済活動を支えるための施策、「新しい生活様式」による感染症防止策などの取組について、施策を進めていくことが必要となっています。

令和3年度の予算編成に当たっては、「新たな日常」の実現に向けた施策の推進と町の最上位計画で、本年9月に策定した「第2次北栄町まちづくりビジョン」と人口減少に歯止めをかけるための「第2期北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の実現に向け、諸施策に意欲的に取り組むこととします。

施策の推進に当たっては、SDGsの考えを取り入れるとともに、AIやRPAといったICT技術の活用の検討、再生可能エネルギー等の地域資源や地域の人材、組織の有効活用など、持続可能性を高めるための視点を持ち、施策の検討を行ってください。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、過年度に実施した施策の成果・効果を可能な限り定量的に把握し、その要因について検証を行うこと等を通じて、必要に応じて施策の見直し、棚卸しについても検討を行ってください。

以上の方針及び下記に留意して、令和3年度予算要求を行ってください。

記

1 全般に関する事項

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響等先行きが不透明な中、本年度の実施している事業の効果検証を踏まえ、必要な予算を要求すること。

新規、既存事業とも感染症防止対策に必要な予算は要求すること。

(2) デジタル化の推進・Society5.0社会の実現に向けての取り組み

電子申請の活用や業務のペーパーレス化、AIやRPAといったICT技術の活用

を活用をすることにより、行政のデジタル化と業務の効率化など、Society5.0社会の実現に向けての取り組みを検討すること。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、町政の推進に当たっては、SDGsの視点を取り入れて、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するため取り組みを検討すること。

(4) まちづくりビジョンと総合戦略の着実な推進

まちづくりビジョン、総合戦略に掲げる目標の実現に向けて、現状を踏まえ、施策の推進に必要な予算を要求すること。

(5) P・D・C・Aを実施し、事業評価をするとともに真に有効な事業の実施

前年度予算にとらわれることなく、緊急性及び必要性を十分に精査すること。

- ・特にまちづくりビジョン、総合戦略に掲げた政策については、他自治体の先行事例や視察の成果などを活かして積極的に要求すること。
- ・事業実施にあたり、地場産品、町内在住・町出身の人材等を積極的に活用すること。
- ・まちづくりビジョンやその他関係する町の計画と現在実施している事務事業を照らし合わせ、“町の方針”に沿った事業を構築すること。

(6) 行革プランの推進

行革プランを踏まえて予算要求することはもとより、全ての事務事業について、ゼロベースで洗い直し、思い切って事業の取捨選択を行うこと。事業目的が概ね達成されたもの及び投資効果の少ない事業等は廃止・縮小するとともに、過去の既得権や前例踏襲、現状維持という意識を排除し、民間でできることは民間に担っていただくことを前提に、必要な予算を積極的に要求すること。

(7) 協働によるまちづくり

北栄町自治基本条例に基づき、町民との協働を今後さらに進めていくこととしている。行政と民間との役割分担を明らかにした上で、積極的な事業を展開すること。町民からの声を常に意識し、町民、各種団体等からの意見や提案を反映した事業を検討すること。

(8) 補助金・負担金

行政改革プラン、事業仕分け、監査などの結果を踏まえ、関係団体と十分な協議を行った上で要求すること。少額な補助金及び目的を達成したと認められる団

体補助金については廃止とすること。要求にあたっては、交付団体の決算書を添付すること。補助金・負担金以上の繰越金がある場合は、原則として要求を見送るか、事業内容を大幅に見直すこと。

(9) 国・県補助金の打ち切り

他に財源補てん措置がなく一般財源に振り替えられる要求は、原則として認めない。

(10) 事務的経費

消耗品は一括購入を原則とし、各事業での計上は必要最低限とすること。

・ 需用費

燃料費、光熱水費については、削減対策を策定すること。

修繕費が必要なものについては、内容を十分精査し、優先順位をつけるとともに、概算設計書を添付すること。

・ 委託料

毎年自動更新される契約については、必ず金額の見直しを図ること。

・ 使用料及び賃借料

新たなリース契約は、買い取りとの比較を行うこと。

(11) 財源確保

法令や国・県・各種団体等の補助制度を再確認するとともに、国・県の予算措置状況も十分精査し全力をあげて財源確保に努めること。また、過大な見積りを避け、正確な財源充当を行うこと。

なお、使用料、手数料については、受益と負担の公平の観点からその料率等の再確認とともに費用を徴収すべきものがないか検討すること。

(12) 工事発注、物品及び役務の調達について

ア 優先調達

・平成25年4月から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」により、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入するよう努めることとされている。障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、担当業務での積極的な活用を図ること。

イ 町内事業者の受注機会確保

・平成30年4月1日に施行された北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例では

町の責務として第6条の3に於いて町は工事発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会の増大に努めなければならないとされており、町内事業者の受注機会が増大するよう、担当業務での積極的な活用を図ること。

(13) 要求に当たって留意すること

ア 出先機関、学校の要求

- ・そのまま要求することなく、主管課で事前に聴取を行い精査した上で要求すること。

イ 十分な説明資料

- ・新規事業を計画するにあたっては、事業の目的、内容、成果等について、数値化できる指標を用いるなど説明資料（別紙）を必ず準備すること。
- ・維持管理を除く継続事業（拡充・継続・縮減）についても、事業の必要性を再度確認し、これまでの取組状況、評価、実績等について数値化できる指標を用いるなど説明資料を必ず準備すること。
- ・積算基礎・根拠法令等を明記するとともに、工事については概算設計書を添付すること。
- ・見積書の聴取にあたっては、複数社から聴取し、精査した上で要求すること。

2 特別会計に関する事項

特別会計及び事業会計の予算編成については、前記に準じ適正な受益負担の確保と収支の均衡に留意し、前述の財政事情に鑑み一般会計繰入金に安易な財源を求めることのないよう、**独立採算を基本**とすること。

新規事業については、前述の説明資料を添付すること。

3 予算要求書の提出について

予算要求書の提出にあたっての留意事項及び提出期限は、別途通知することとする。